

障害者福祉

施設とGHを外部評価

厚労省

定期実施で透明化

厚生労働省は18日、

障害者支援施設（入所施設）と障害者グループホーム（GH）について、その運営を外部の関係者が評価する

「地域連携運営会議（仮称）」を定期開催するよう義務付ける方針を明らかにした。

関係者にサービスの提供状況を報告して評価を受けること、会議の記録を作り公表することを指定基準に位置付ける。会議で評価する際の基準も今後詰める。同日の社会保障審議会障害者部会（座長 川菊池馨実・早稲田大教授）に示した。

運営の透明化を図

り、サービスの質を上げるのが狙い。異論は出なかった。5月にも報告書をまとめ、厚労省は障害者総合支援法の改正に臨む。

介護保険の認知症GHなど一部のサービスに導入されている「運営推進会議」と同様の仕組みを想定する。介護保険制度の見直しの議論では、この仕組みの実効性を疑問視する声が上がっている。

障害分野ではGHが急速に増えるにつれ、劣悪なサービスが散見されるとの指摘が相次いでいる。厚労省が集計した、障害福祉に従事する職員による障害者虐待の約4割は障害

者支援施設かGHで起きている。

また、同日の同部会では障害者虐待の通報を受けた市町村が、事実確認調査に踏み切った数や虐待と判断した件数にはらつきがあることが報告された。

厚労省は通報を受けた市町村が判断に迷わないよう留意事項を示す方針だ。

（福田敏克）